

平成30年度当初予算編成方針について

1 本市を取り巻く状況（経済状況と国の動向）

内閣府が公表した10月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意する必要がある。」としています。

こうした中、国は平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく、本格的に歳出全般にわたって改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

また、地方については、地方創生の新たな展開を図るとした一方で、国庫支出金に政策目的の達成度を評価する「パフォーマンス指標」の設定を促進するとしたほか、地方交付税に関し、先進的に歳出効率化に取り組む自治体の経費水準を算定に反映する「トップランナー方式」の段階的導入に加えて、まち・ひと・しごと創生事業費について「取組の成果」に応じた算定へのシフトなど、地方財政に係る制度の改革を進めるとしています。

本市においても、こうした経済状況や国の施策の動向など、市の行財政運営に影響を与える環境の変化に的確に対応する必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成28年度決算においては、前年度と比べると、歳入では、根幹を成す市税は増加したものの、地方消費税交付金及び地方交付税の減少により経常一般財源総額が減少しました。一方、歳出では、扶助費が9%を超える高い伸び率で、決算額は初めて100億円を突破し、人件費及び公債費も増加したため義務的経費が約10億円増加したほか、後期高齢者医療費負担金や介護保険特別会計繰出金等の経常的な繰出金も1億円以上増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

平成28年度決算を財政指標から見ると、財政力指数や財政運営の健全性や将来の安定性を表す財政健全化指標は良好な水準を維持しているものの、財政の弾力性を表す経常収支比率は、様々な政策的経常経費の影響もあり、前年度と比べて2ポイント上昇し、96.7%と高い水準で推移しています。

さらに、中・長期的には生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、高齢化の進展に伴う社会保障費や既存公共施設の更新・長寿命化対策経費の増加が予測されるほか、合併に伴う地方交付税の優遇措置が逡減・終了することから、安定的な市民

サービスの提供や活力あるまちづくりを行うためには、政策的経費のみならず、経常経費を含め、施策の重点化とメリハリのついた予算とすることにより、社会の変化に対応した持続可能な財政運営を確立していくことが必要です。

3 予算編成方針

平成30年度は、将来に向けた道しるべである「第2次那須塩原市総合計画前期基本計画」が2年目を迎えることから、将来像である「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の実現に向けて力強く歩みを進める年となります。厳しい財政状況の中にあっても、将来を見据え、財政の健全性に配慮しつつ、引き続き「那須塩原市に住み、生活するみなさんを一番に考える」を基本姿勢として、将来像の実現に向けた施策に、的確にスピード感を持って取り組む必要があります。

予算編成に当たっては、「市民優先」の基本姿勢のもと、これまで以上に必要性や有効性、費用対効果の視点から事業を“選択”するとともに、「前期基本計画」に「重点プロジェクト」と位置付けた、「地域力の向上」「魅力の創出」「未来力の育成」「都市力の成長」に係る施策について、基金と市債を効果的に活用しつつ、未来に向けた投資を“集中的”に行い、事業の早期完了、成長力の確保、市民生活の安心・安全の向上を図ることから、

平成30年度の事務事業推進のキーワードを『選択と集中』

とします。

あわせて、中・長期的な展望に立って、財政の健全性と持続性を維持していくため、これまで進めてきた行財政改革を一層推進するとともに、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、財源配分の効率化を図っていく必要があります。

各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を順守するとともに、これらの点を十分に勘案し、次の諸点に留意の上、予算要求してください。

第1 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とし、徹底したコスト意識のもと優先順位、事業費等を精査するとともに、根拠データを検証し、取組の成果を明らかにして要求すること。

第2 限られた財源で、多様化する市民ニーズに応えるためには、事業のスクラップアンドビルドが必要不可欠であることから、新規事業や事業拡充を要求する場合は、原則として既存事業を廃止や縮小、集約・統合することにより財源を生み出すこと。

また、新規事業等は十分に熟度を高めてから要求するとともに、あらかじめ成

果や実施期間などを明確にすること。

なお、政策的判断の必要な事業は、市長と十分な協議を行い、庁内の意思決定手続きを経た上で要求すること。

第3 行財政改革推進計画の実行計画を踏まえるとともに、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画などの各種計画との整合を図り、メリハリを付けて予算要求すること。

また、施設等の計画的更新や長寿命化対策はもとより、施設再編等による総量削減の手法についても十分に検討すること。

第4 継続実施している既存事業や経常経費については、これまでの成果を踏まえ、事業の廃止、縮小等を含めて前例を踏襲することなく見直しを行い、経費の縮減を図ること。

また、「統一的な基準による地方公会計制度」の導入により行政コストの「見える化」を進めていること等を踏まえ、一層の効率化を図ること。

なお、経常経費については、原則として平成29年度当初予算を超える要求は認められない。

第5 行政評価システムと連動した予算編成を行うことから、事務事業評価を行った事業は、評価結果を十分に踏まえて予算要求すること。

第6 社会情勢の変化等を踏まえ、経常経費を含む全ての事業費の総点検を行うため、前年度に引き続き、事業の必要性の再検証、執行実績に基づく金額の精査など、必要な経費を積み上げる「積上げ方式」による予算編成を行う。

第7 国の「経済・財政再生計画」の取組を踏まえ、国・県の補助制度についての動向・情報を的確に把握し、制度の新設、変更、廃止等について特に注意すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。

第8 事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、国・県等と緊密に連携し、導入可能な国・県補助金等を積極的に活用するなど、自らの事業は自らが財源確保するという意識を強く持って予算要求すること。

第9 資産の売却、貸付けなどを積極的に検討・実施し、自主財源の確保に努めること。

第10 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。

第11 施策の実施に必要な予算漏れなどの不具合を是正するため、予算の「再協議」を実施する。ただし、再協議は単に予算査定により減額された予算の再要求として行うものではないので留意すること。